

平成29年度答申第18号  
平成29年10月19日

諮問番号 平成29年度諮問第13号（平成29年6月23日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 立替払事業に係る未払賃金額等の確認処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

上記審査庁が示した立替払事業に係る未払賃金額の算定方法は妥当でなく、当該諮問に係る判断は妥当とはいえない。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人Xが行った賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条に基づく立替払事業に係る未払賃金額等の確認申請に対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が未払賃金額等の確認処分（以下「本件確認処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求した事案である。

#### 2 関係する法令の定め

- （1）賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済する旨

規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「政令で定める事由」（立替払の事由）として、賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号及び賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）8条は、事業主が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ賃金支払能力がない状態）になったことについて、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったことを掲げている。
- (3) 賃確法7条並びに賃確則12条2号、13条2号及び12条1号へは、上記認定に係る事業主の事業を退職した者が未払賃金の立替払の請求をするには、支払期日後まだ支払われていない賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けなければならない旨規定する。
- (4) 支払期日後まだ支払われていない賃金とは、基準退職日以前の労働に対する労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）24条2項本文の賃金（以下「定期賃金」という。）及び基準退職日にした退職に係る退職手当であって、基準退職日の6か月前の日から賃確法7条の請求の日の前日までに支払期日が到来し、当該支払期日後まだ支払われていないものとされている（賃確令4条2項）。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、P社（以下「本件会社」という。）に使用される労働者であったが、平成28年4月11日、本件会社を退職した。  
(確認通知書)
- (2) 処分庁は、平成28年7月25日、本件会社について、上記第1の2(2)の認定（事業主が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態になったことの認定）を行った。  
(認定通知書)
- (3) 審査請求人は、平成28年8月8日、処分庁に対し、未払の定期賃金が、支払期日を「平成27年」とする40万円及び支払期日を平成28年4月29日とする12万円の合計52万円であること等の確認を求める申請を行った。なお、上記支払期日を「平成27年」とする40万円について、

審査請求人は「年俸制による賞与相当分」（以下「賞与相当分」という。）であるとしている。

（確認申請書）

- (4) 処分庁は、平成28年9月5日、審査請求人に対し、未払の定期賃金は、支払期日を平成27年12月31日とする20万円及び支払期日を平成28年4月29日とする22万7097円の合計42万7097円である旨の本件確認処分を行った。

（確認通知書）

- (5) 審査請求人は、本件確認処分により、上記(3)記載の「支払期日を『平成27年』とする40万円」のうち20万円のみが未払の定期賃金であると確認され、その余の20万円が確認されていないことを不服として、平成28年9月15日付けで、本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (6) 審査庁は、平成29年6月23日、当審査会に対し、「原処分で確認した賃金額のうち、賞与相当分の未払賃金額を20万円と確認した部分は妥当でないから、原処分はその一部について取り消されるべきである。」として諮問した。

（諮問説明書）

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

### 1 審理手続における審査請求人の主張

審査請求人の賃金は賞与相当分も含めて年俸制であり、未払の賞与相当分40万円は年度末である平成28年3月31日に支払われるべきものであるから、賞与相当分40万円全額が未払賃金として確認されるべきである。

### 2 処分庁の主張

賞与相当分は平成27年8月及び同年12月に20万円ずつ支払われるべき賃金であり、同年8月及び同年12月の所定賃金支払日である同年8月30日及び同年12月30日に支給される性質のものである。8月支給分の20万円については、支払期日が同年8月30日であるから立替払の対象とならない。

### 3 審査庁の諮問に係る判断

年俸制における賞与相当額の支払月ごとの具体的な計算方法が不明である場合の金額の算定については、確定している賞与相当額を退職日の6か月前から退職日までの在職日数で按分した金額を立替払の対象とすべきである。本

件で立替払の対象とすべき賞与相当額は、審査請求人の退職日の6か月前である平成27年10月11日から平成28年3月31日までの在職日数で按分した割合（366日分の173日）による18万9071円及び平成28年4月1日から退職日である同月11日までの在職日数で按分した割合（365日分の11日）による1万2054円の合計20万1125円であるから、本件確認処分のうち、賞与相当分の未払額を20万円と確認した部分は、取り消されるべきである。

なお、審理員の意見は、本件の賞与相当分は支払期日及び支払金額が不明瞭な賃金であるから本来確認対象外の賃金であったというべきであるというものであるが、妥当でない。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はない。

#### 2 問題の所在

定期賃金のうち、未払賃金として立替払制度の対象となるのは、上記第1の2（4）記載のとおり、基準退職日の6か月前の日から賃確法7条の請求の日の前日までの間に支払期日が到来し、当該支払期日後まだ支払われていないものに限られる（賃確法7条及び賃確令4条2項）。本件では、審査請求人に対し1年間に支払われるべきものとされた賃金400万円のうち、賞与相当分である40万円を除く部分に関しては、その未払額について争いはない。また、この賞与相当分が定期賃金に該当すること並びに平成27年度分及び平成28年度分の賞与相当分が支払われていないこと自体にも争いはないが、問題は、基準退職日の6か月前の日から賃確法7条の請求の日の前日までに支払期日が到来しているものがあるか、あるとしてその金額をどう認定するかである。なお、審査請求人の退職日は平成28年4月11日であるから、その6か月前の日は平成27年10月11日である。

#### 3 審査請求人の賃金に関する定めの内容

##### （1）基本賃金の総額

本件会社が、平成27年4月1日付けで審査請求人に宛てて作成した「労働条件変更通知書」と題する書面（以下「本件変更通知書」という。）には、審査請求人に支払うこととされている賃金について、「基本賃金：年俸400万円（賞与を含む）」、「通勤手当：月額20,000円」と記

載されており、1年間に支払われるべき賃金（通勤手当を除く基本賃金）の総額が400万円と定められていたと認められる。

## (2) 毎月支払われるべき賃金

労基法24条2項本文は、「賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。」と定めているから、上記のように1年間に支払われるべき賃金の総額を400万円と定める場合であっても、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。

本件変更通知書には、この点に関し、「賃金締切日：毎月20日」、「賃金支払日：当月30日」との記載があるが、毎月30日に支払われる賃金の金額は記載されていない。しかし、平成27年4月から平成28年3月までの各月の給与（料）支払明細書の記載等によれば、基本給として毎月30日又は31日（ただし、2月については29日）に30万円ずつが支払われていたと認められるから、基本賃金として毎月30万円が支払われるとの暗黙の合意があったものと認められる。

したがって、上記「基本賃金：年俸400万円（賞与を含む）」とは、基本賃金の総額が400万円であること、そのうち360万円については毎月30万円ずつ分割して1年間に支払われ、その残額である40万円については、賞与相当分として支払われるとの意味であったと理解できる。

## (3) 賞与相当分

賞与相当分について、本件変更通知書には、支払期日について、「年2回、8月及び12月」としか記載されておらず、具体的な支払期日も期日ごとの金額も明記されていない。しかし、支払うべき月は明記されており、支払うべき合計金額も明確なのであるから、支払期日が定められていない賃金ということはできず、支払期日をどのように定めたと解釈するのが合理的かという観点から検討すべきである。

そうすると、これが基本賃金の一部であって、同じく基本賃金である毎月の賃金について支払日が毎月30日と定められていたことから、特に別途定めをしたものでない限り、毎月の賃金支払日と別途に解する理由はなく、また、その金額は、2回の支払期日ごとの支払金額に差異を設ける理由も特になく、基本賃金のうち賞与相当分以外の360万円が12回に分けて30万円ずつ均等に支払われていたことに照らしても、賞与相当分についても2回の支払期日に均等に支払われるべきであったと解するのが合理的である。

すなわち、審査請求人の賃金は年俸400万円であるところ、これを各月30日に30万円ずつ、平成27年8月30日と同年12月30日に更に20万円ずつ支払うとの定めがなされていたと解すべきである。

なお、審査請求人は、賞与相当分の明確な支給月が明らかでない以上、年俸制を採用していることから、本来的には、年度末である平成28年3月31日にまとめて賞与相当分の総額である40万円が支給されるべきである旨主張している。しかしながら、賞与相当分の40万円の支払期日が平成28年3月31日であるとするのは、本件変更通知書の記載に反し、他に審査請求人の上記主張を裏付けるものもない。よって、審査請求人の上記主張は採用することができない。

#### 4 本件において未払の定期賃金として確認されるべき賃金の金額

(1) 上記3で認定したところによると、本件で問題となる賞与相当分のうち、支払期日が平成27年12月30日であると認められる20万円は、同年10月11日以降に支払期日が到来しているものとして立替払制度の対象となる未払の定期賃金に当たるが、支払期日が同年8月30日であると認められる20万円は、同年10月11日より前に支払期日が到来しているものであるから、これに当たらないことになる。

(2) 以上の考え方は、処分庁の考え方と基本的に同じ（もっとも、処分庁は確認通知書において、確認される未払の定期賃金の支払期日を平成27年12月31日としているが、同月30日と認められる。）である。

しかし、処分庁は平成27年4月1日からの1年間についての賞与相当分について判断したのみで、平成28年4月1日以降の賞与相当分を算定していない。

平成28年4月1日以降についても、本件変更通知書のとおり定めがなされていたのであるから、審査請求人の賃金は、年俸400万円で、これを各月30日に30万円ずつ、平成28年8月30日と同年12月30日に更に20万円ずつ支払うと定められていたことになる。

審査請求人は、平成28年4月1日から同月11日まで就労しており、賞与相当分についてもこの11日間の就労分を算定することになるが、その金額は、以下のとおり、1万2054円となる。

$(40万円 \div 365日) \times 11日 = 1万2054円$ （端数切捨て）

(3) 以上によれば、本件において、未払の定期賃金として確認されるべき賞与相当分は、20万円及び1万2054円の合計額である21万2054円

となる。

#### 5 審査庁の諮問に係る判断についての検討

- (1) 審査庁は、上記第2の3のとおり、賞与相当額を退職日の6か月前の日（平成27年10月11日）から退職日までの在職日数で按分した金額を立替払の対象とすべきであるとしている。
- (2) しかしながら、立替払制度の対象となる未払賃金は、本件に即していえば平成27年10月11日以降に支払期日が到来したものでなければならぬことから、賞与相当分の未払額の算定に当たっては、その前提として支払期日を特定する必要がある。換言すれば、賃金が支払われるべき期日である支払期日は、賃金に関する定めの中であらかじめ定められている性質のものであり、賃金の具体的な金額とは別に検討すべき事項である。
- (3) 審査庁は、この点につき、「本事案ではあくまで平成27年12月30日に支払われるべき賞与相当額が、基準退職日の6月前の日である平成27年10月11日から平成28年3月31日までの労働分に対するものであると認定したもの」であると主張している。ここに示された審査庁の考え方は、平成27年10月11日から平成28年3月31日までの就労分に対する賃金の支払期日を具体的に明示していない点で妥当ではない。とりわけ、本件変更通知書において12月を賞与相当分の支払期日とする定めとの関連に係る検討を欠いている点で、妥当性を欠くものである。審査庁の上記主張は、支払期日の特定という観点から見た場合、1日ごとに具体的賃金支払請求権が発生し、同時に支払期日が到来するといった考え方を前提とするように思われるが、本件においては、そうした考え方は合理的根拠を欠くものであり、妥当とはいえない。

#### 6 まとめ

以上によれば、審査庁の諮問に係る判断のうち、未払の定期賃金として確認されるべき賞与相当分が20万1125円であるとした点は、平成27年10月11日以降に支払期日が到来した賃金についての認定を誤ったものというべきであり、結局、審査庁が示した賞与相当分の未払額の算定方法は妥当ではないから、上記諮問に係る判断は妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委員 戸 谷 博 子

委 員 伊 藤 浩  
委 員 大 橋 洋 一